

使用貸借 宅建 H17-10-1 <<#662>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、自己所有の建物について、災害により居住建物を失った友人Bと、適当な家屋が見つかるまでの一時的住居とするとの約定のもとに、使用貸借契約を締結した。Bが死亡した場合、使用貸借契約は当然に終了する。

【答え】 正しい

+d

《ポイント》 期間満了等による使用貸借の終了【発展】

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。（民法 597 条 3 項）

⇒ 貸主の死亡によっては終了しない

